

令和 3 年度

朝霞第四小学校 P T A 定期総会

日時：令和 3 年 5 月 1 8 日（火）【書面審議】

目次

- (1) 令和 2 年度 活動報告 第 1 号議案……………P1～4
- (2) 令和 2 年度 決算報告書・監査報告 第 2 号議案……………P5～7
- (3) 令和 3 年度 役員承認について 第 3 号議案……………P8
- (4) 令和 3 年度 活動計画（案）第 4 号議案……………P9～10
- (5) 令和 3 年度 予算（案）第 5 号議案……………P11
- (6) 朝霞第四小学校 PTA 会則……………P12～15
- (7) 朝霞第四小学校 PTA 会則（細則）……………P16～17
- (8) 総合賠償責任保険の概要……………P18

【令和2年度 PTA役員 活動報告】

年月日	活動内容
R2/3/2 ～5/31	(新型コロナウイルス感染拡大防止のため休校)
4/8・9・10	(休校延長による学年別登校日) 『PTA活動の休止と令和2年度定期総会について』(裏面:PTA活動希望アンケート〈予備調査〉結果)配布
5/11	『令和2年度PTA定期総会〈書面総会〉のご案内』四小メールにて配信
5/18	令和2年度PTA定期総会〈書面総会〉(Webアンケートにて実施)
6/2	『令和2年度PTA定期総会(書面総会)のご報告』配布
6/25	執行部会(今後のPTA活動について)
7/20	『PTAだより①』配布
7/22	卒業対策委員選出
8/28	『PTAだより②』配布、LINE公式アカウント開始
9/29	『PTA会費納入のお願い』(裏面:補正予算)配布
10/6	PTA会費集金
10/10	会計監査①
10/19	『PTAだより③』配布
12/15	『PTAだより④』配布
R3/1/21	『PTAだより⑤』配布、令和3年度活動方針案をWebアンケートにて審議
2/4	入学説明会(資料配布)
2/26	『PTAだより⑥』配布、令和3年度執行部役員・運営サポーターの募集
4/10	会計監査②
4月	総会資料作成
5/18	令和2年度PTA定期総会(書面審議)

◆朝霞第四小学校

年月日	活動内容
R2/7/27	学校運営協議会①〈副会長〉
R3/2/4	学校運営協議会③〈副会長〉
2/25	学校運営協議会④〈副会長〉

◆朝霞市・市教委他

年月日	活動内容
8月	朝霞市はぐくみの会 総会(書面表決)〈会長〉
10/6	朝霞市はぐくみの会 理事会〈会長〉

●補記: 埼玉県PTA連合会 休会 (決議 平成18年3月23日 於: 朝霞市PTA連合会常任理事会)
朝霞市PTA連合会 退会 (決議 平成23年5月17日 於: 平成23年度 朝霞第四小学校PTA定期総会)

【令和 2 年度 活動報告】

令和 2 年度 朝霞四小 PTA 活動方針 (令和 2 年 1 月 29 日 令和元年度第 3 回代表者会議にて可決・承認)

活動・委員会等の見直し(令和 2 年度はお試し期間・移行期間として、会則は極力変更しない)

『できる人が できる時に できることを』

- ① 活動希望アンケートの実施
- ② 代表者会議の形式変更
- ③ クラス委員会・総務部の休止
- ④ 選出委員会の休止
- ⑤ 委員会四役は新年度前に決定
- ⑥ 免除申請審査の休止

新型コロナウイルス感染拡大のため、活動希望アンケートは実施せず、決定していた委員会四役と協議し、学習・安全・運動会・防災フェスティバルの各委員会は活動を休止としました。

学校と協議し、必要と思われる活動についてはその都度参加者を募り、子どもたち、教職員、保護者の安全確保に留意したうえで行いました。

また、四小 PTA の LINE 公式アカウントを立ち上げ、スピーディーな連絡を行うことができました。

実施した活動	参加人数	
	保護者(PTA 執行部 役員含む)	保護者以外(児童、 地域の方など)
9月19日(土)運動会前清掃	37 人	83 人
10月6日(火)PTA会費集金	12 人	
11月7日(土)学校公開・防災フェスティバル	40 人	
11月28日(土)校庭除草清掃	27 人	18 人
12月15日(火)花植え	17 人	2 人
12月22日(火)校内清掃	12 人	
3月22日(月)校内清掃	15 人	

執行部役員	7 人
地区委員	10 人
卒業対策委員	7 人

●会費集金

コロナの影響で、PTA 活動を 1 学期は休止としました。2 学期の活動再開にあたり、活動内容の見直しをしたうえで補正予算を組み、集金額を一家庭 500 円(今年度限りの設定)としました。

前年度までクラス委員・総務部役員が会費集金に携わっていましたが、今年度は LINE 公式アカウントにて集金のお手伝いを募りました。

●美化活動（運動会前清掃・校庭除草清掃・花植え・校内清掃）

コロナの影響で見通しが立たない中での活動となり、参加者をその都度募集しました。例年より少ない参加人数でしたが、効率よく活動することができました。

校内清掃では、子どもたちに掃除の仕方を教えながら見守ることを基本に行いました。

●学校公開・防災フェスティバルのお手伝い

お子さんの体験授業の参観のついでに見守りをしたり、空き時間でのお手伝いをしていただけるように PTA だより・LINE 公式アカウントにてお手伝いを募りました。当日は体験の見守りや、昇降口での消毒の呼びかけ、防災説明会での非常食の配布をしました。

●厚生委員会「ベルマーク」

今年度はベルマーク回収・集計活動は休止しましたが、これまでためた点数で物品を購入し、学校に寄贈しました。三年間で貯まったベルマークは 127,966 点で、ミニサッカーゴール 1 セット(2 個)、タイムタイマー(9 個)を買うことができました。

●一斉下校

下校付き添いのお手伝いを募集する予定でしたが、コロナの影響もあり、通学路の途中からの付き添いや自宅付近での見守りなど、都合のつく保護者のできる範囲でのご協力を PTA だよりや LINE アカウントで呼びかけました。

●広報「てつなぎ」

241 号（先生紹介号）を 7 月 21 日に各家庭へ配布、242 号は 11 月 19 日に各家庭へ配布、また学校から地域(町内会)・市内各小中学校へ配布していただきました。

今年度の「てつなぎ」は執行部役員で相談しながら、PowerPoint のソフトを使って編集しました。写真は先生方から提供していただいたほか、有志の方に撮影のご協力をいただきました。また印刷はネット印刷会社に発注したので、価格を安く抑えることができました。

●まつぼっくり（サークル）

12 月に、図書委員会と先生方に、感謝のしおりを配布しました。

〈11/26、12/3、12/20 卒業する 6 年生へのお祝いのしおり作成〉

●バレーボールサークル

6 月 24 日より 2 回練習しましたが、バレーボール連盟からの大会中止を受けて、今年度の活動を中止しました。

【地区委員会 活動報告】

年月日	活 動 内 容
R2/3/5	休校のため、地区委員会・一斉下校中止 →学校と打ち合わせ(委員長)
春休み	通学班名簿の確認・転入出者の確認
7/27	地区委員会（新旧地区委員の引継ぎ・顔合わせ） 一斉下校付添い
夏休み	通学班名簿の確認・転入出者の確認
11/26	『地区委員会だより』発行
12/21	地区委員会（新1年生振り分け作業） 一斉下校付添い
冬休み	通学班名簿の確認・転入出者の確認
2/4	新入生入学説明会 次年度通学班名簿の提出
3/4	地区委員会（新旧地区委員の引継ぎ） 一斉下校付添い

（反省・感想）

今年度は、コロナ禍での限られた活動で、イレギュラーな活動になりましたが、各地区委員の協力により無事に一年間終えることができました。

【卒業対策委員会 活動報告】

年月日	活動内容
R2/7/22	卒業対策委員会メンバー決定（懇談会后）
10/6	第一回卒業対策委員会 6年生担任と顔合わせ 卒対費・胸花・記念品・生花・その他確認、検討
10/7	各担当決め（LINEにて） （先生との連絡係、胸花・生花係、書記係、会計係）
10/26	胸花オンライン発注
10/30	生花 見積り
11/1	卒業対策委員会からのお知らせ①作成・印刷・配布
11/25	卒業対策委員会からのお知らせ②作成・印刷・配布
12/4	卒対費集金 当日集金分を写真屋さんに支払い
12/25	生花代支払い
3/12	卒業対策委員会からのお知らせ③作成・印刷・配布
3/24	卒業式当日

（反省・感想）

コロナ禍において集まる回数を減らすため、LINEでやり取りをし、スムーズに進めることができました。

令和2年度 朝霞第四小学校PTA決算報告書

収入の部

(単位:円)

科目	R元年度決算額	R2年度補正予算	R2年度決算額	比較増減	備考
PTA会費	1,036,200	275,000	265,000	-10,000	令和2年度は 500円×530名
前年度繰越金	940,584	1,169,015	1,169,015	0	
補助金	57,840	0	23,200	23,200	朝霞市より(古紙回収)
雑収入	8	0	10	10	銀行利息
備品購買費	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
合計	2,034,632	1,444,015	1,457,225	13,210	

支出の部

(単位:円)

科目	R元年度決算額	R2年度補正予算	R2年度決算額	比較増減	備考
会議費	440	10,000	0	-10,000	
事務消耗品費	36,794	40,000	14,837	-25,163	
渉外費	1,208	5,000	1,208	-3,792	祝電(一中卒業式・入学式) 604円×2通
クラス委員会費	0	0	0	0	R2年度は活動休止
学習委員会費	117,036	0	0	0	R2年度はコロナのため活動休止
厚生委員会費	14,939	10,000	0	-10,000	
安全委員会費	3,887	0	0	0	R2年度はコロナのため活動休止
防災フェス委員会費	4,774	5,000	0	-5,000	
運動会委員会費	17,303	0	0	0	R2年度はコロナのため活動休止
選出委員会費	555	0	0	0	R2年度は活動休止
地区委員会費	3,106	5,000	4,238	-762	※1
美化活動費	91,040	100,000	82,295	-17,705	※2
広報活動費	187,717	50,000	8,495	-41,505	※3
バレーボール	17,253	0	0	0	R2年度はコロナのため活動休止
まつぼっくり	17,715	30,000	1,909	-28,091	※4
役員活動費	0	20,000	0	-20,000	交通費等
通信費	0	20,000	0	-20,000	役員負担分、郵便料等
PTA会費	0	5,000	550	-4,450	硬貨入金手数料(101枚～1000枚まで550円)
慶弔費	15,000	50,000	0	-50,000	
保険料	78,198	80,000	77,530	-2,470	PTA団体傷害保険
福祉費	30,352	40,000	39,693	-307	児童名札、交通指導員さんへのお礼
卒業祝品費	78,300	70,000	85,460	15,460	胸花、シャープペンシル
備品購入費	0	170,000	46,349	-123,651	プリンター
修繕費	0	40,000	0	-40,000	
積立	150,000	150,000	150,000	0	周年行事積立、備品購入積立
予備費	0	544,015	0	-544,015	
小計	865,617	1,444,015	512,564	-931,451	
次年度繰越金	1,169,015	0	944,661	944,661	
合計	2,034,632	1,444,015	1,457,225	13,210	

積立金残高

(単位:円)

科目	R元年度積立額	R2年度補正予算	R2年度積立額	積立残高	備考
周年行事費	50,000	50,000	50,000	380,703	
大型備品購入積立	100,000	100,000	100,000	577,418	

収入合計 ￥1,457,225
 支出合計 ￥512,564
 次期繰越金 ￥944,661

今年度繰越金 ￥944,661を令和3年度へ繰越します。

令和3年度 4月22日
 令和2年度PTA会長

徳 生 茂 剛



令和2年度 朝霞第四小学校PTA決算 明細

※1 地区委員会

支払明細	支払金額(円)	備考
運営費	4,238	お茶・お菓子代
合計	4,238	

※2 美化活動

支払明細	支払金額(円)	備考
事務消耗品費	16,283	清掃用具5178円・消毒液8本、ハンドソープ8本など11105円
備品	16,012	シャベル31本7598円・鎌20本4560円・収納ケース2個2960円・軍手36双894円
花代(488株)	50,000	(ガザニア・ナデシコ・ノースポール各100円×各96株、パンジー85円×200株)+税-380円値引き
合計	82,295	

※3 広報活動(てつなぎ242号)

支払明細	支払金額(円)	備考
印刷代	8,495	(株)プリントパックで1300部印刷+振込手数料195円
合計	8,495	

※4 お話まつぼっくり

支払明細	支払金額(円)	備考
事務消耗品費	686	
材料費	1,123	ラミネートフィルム・ジップロック
合計	1,909	

※5 福祉費

支払明細	支払金額(円)	備考
新一年生名札	15,170	140円×106個+銀行振込手数料330円
新二年生名札	16,900	130円×130個
お礼(マスク)	7,623	ユニクロマスク3枚入り1089円×交通指導員さん7名分
合計	39,693	

※6 卒業祝品費

支払明細	支払金額(円)	備考
胸花	27,600	桜のコサージュ230円×120個
シャーペン	57,860	440円×124本+のし紙印刷代3300円
合計	85,460	

監査報告

令和2年度、朝霞第四小学校 PTA 収支決算
について、諸帳簿及び関係書類を審査した結果、
適正であることを認めます。

令和3年×月/○日

令和2年度会計監査

代 市 忠美 
袖 山 嘉子 

令和3年度 役員承認について

令和3年度の役員を下記のとおり選出いたしましたので承認を求めます。

記

会 長 春田 光洋

副会長 大倉 幾子

田口 寛人（教職員）

《1名欠員》

幹 事 猪狩 一史（教職員）

会 計 鈴木 和恵

春田 光洋 《兼務》

書 記 吉井 香

岩城 かおり

会計監査 渡辺 敦美

芳村 聡子

令和3年度も、令和2年度に引き続きお試し期間として活動していきます。

「できる人が できる時に できることを」をテーマとしたうえで執行部役員候補を募りましたが、候補者は会則の定数を満たしておりません。上記のように欠員・兼任の状態となりますが、役員間で協力し、また運営サポーターの協力を求めながら活動を行います。

以上

【令和 3 年度 活動計画（案）】

令和 3 年度 朝霞四小 PTA 活動方針

（令和 3 年 1 月 21 日発行 PTA だより第 5 号で案を提出、web アンケートにて可決・承認）

活動・委員会等の見直しの継続 『できる人が できる時に できることを』

令和元年度より《すべての方にとって負担が少なく、気軽に参加できるような 活動にするには どうしたらいいか》という視点で、PTA 活動の見直しをしてきました。新型コロナウイルス感染拡大はいまだ収まらず、今後の見通しも立たない状況です。引き続き、学校と PTA 執行部で協議しその時々に必要な活動を行っていきます。

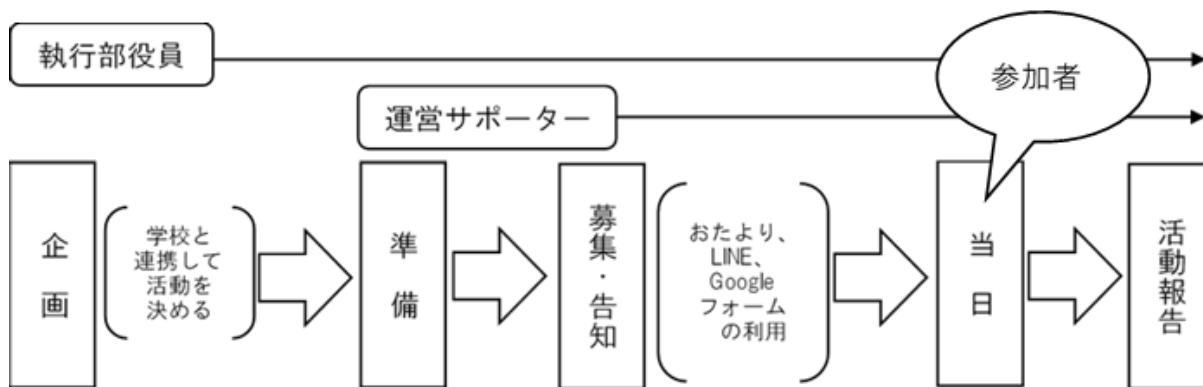
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期総会		5月18日										
会費集金		5月26日										
美化屋外						9月11日						
美化校内				①7月16日					②12月21日			③3月18日
運動会						9月25日						
防災フェス								11月6日				
ベルマーク												
家庭教育 学級												
下校パト ロール												
てつなぎ												
卒業対策												3月23日
（一中 ふれあい）								11月				
学年費 会計監査				懇談会の後					懇談会の後			懇談会の後

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、予定していた活動が休止になることがあります。

※美化屋外について、除草・花植えの日程は後日決定します。

※ベルマーク・家庭教育学級・下校パトロール・てつなぎの活動内容については、運営サポーターと決めます。

※一中ふれあいフェスティバルは、開催が決定した段階で参加者の募集をします。



PTA 執行部

- ・ 学校と連携して PTA 活動を進行
- ・ 運営サポーター・参加者との調整
- ・ おたよりや LINE アカウントでの情報発信
- ・ PTA 会費の徴収、管理



運営サポーター

- ・ 執行部と協力し、各活動について主体的に関わり、運営をサポートする



地区委員会

- ・ 通学班編成、班名簿作成、転入転出者管理
- ・ 一斉下校時の付添い
- ・ 新 1 年生振り分け作業
- ・ 新入生入学説明会への参加（お迎え当番決め）



卒業対策委員会

- ・ 卒対費の集金（アルバム代その他）
- ・ 卒業に関することについてのサポート



お話まつぼっくり

- ・ 朝の読み聞かせ
- ・ 昼の読み聞かせイベントの企画・実施
- ・ 活動報告として、まつぼっくり新聞の発行



バレーボール

- ・ メンバー募集の手紙を出す
- ・ 練習開始 以降、週 1 回程度の練習
- ・ 市内小中学校 PTA バレーボール大会出場

令和3年度 朝霞第四小学校PTA 予算案 (案)

収入の部

(単位:円)

科目	R2年度予算額	R2年度決算額	R3年度予算額	比較増減	備考
PTA会費	275,000	265,000	275,000	10,000	500円×550名
前年度繰越金	1,169,015	1,169,015	944,661	-224,354	
補助金	0	23,200	0	-23,200	
雑収入	0	10	0	-10	銀行利息
備品購買費	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
合計	1,444,015	1,457,225	1,219,661	-237,564	

支出の部

(単位:円)

科目	R2年度予算額	R2年度決算額	R3年度予算額	比較増減	備考
会議費	10,000	0	10,000	10,000	
事務消耗品費	40,000	14,837	40,000	25,163	
渉外費	5,000	1,208	5,000	3,792	祝電等
家庭教育学級	0	0	100,000	100,000	
ベルマーク	10,000	0	10,000	10,000	
下校バトロール	0	0	10,000	10,000	
防災フェス	5,000	0	10,000	10,000	
運動会	0	0	50,000	50,000	
地区委員会費	5,000	4,238	5,000	762	
美化活動	100,000	82,295	120,000	37,705	
てつなぎ	50,000	8,495	50,000	41,505	
バレーボール	0	0	30,000	30,000	
まつぼっくり	30,000	1,909	30,000	28,091	
役員活動費	20,000	0	10,000	10,000	交通費等
通信費	20,000	0	10,000	10,000	役員負担分、郵便料等
PTA会費	5,000	550	5,000	4,450	
慶弔費	50,000	0	30,000	30,000	
保険料	80,000	77,530	80,000	2,470	PTA団体傷害保険
福祉費	40,000	39,693	40,000	307	児童名札、交通指導員さんへのお礼
卒業祝品費	70,000	85,460	90,000	4,540	胸花、記念品
備品購入費	170,000	46,349	170,000	123,651	※棚・両開書庫購入予定(ふれあいルーム引越しの為)
修繕費	40,000	0	40,000	40,000	※不用品処分費用含む
積立	150,000	150,000	150,000	0	
予備費	544,015	0	124,661	124,661	
合計	1,444,015	512,564	1,219,661	707,097	

積立金残高

(単位:円)

科目	R2年度末残	R2年度積立額	R3年度予算額	R3年度残高	備考
周年行事費	380,703	50,000	50,000	430,703	
大型備品購入積立	577,418	100,000	100,000	677,418	

上記の通り、提案いたします。

令和3年度 4月22日

朝霞第四小学校PTA会長

徳 生 茂 剛



朝霞第四小学校 P T A 会則

■ 第 1 章 名 称

第 1 条 この会は朝霞第四小学校 P T A と称し、事務所を同小学校内におく。

■ 第 2 章 目的及び活動

第 2 条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 学校教育に対する理解を深め、家庭、地域、学校の連携による教育活動の促進をはかる。
- (2) 児童及び会員の福利厚生をはかり、学校の教育的環境の改善に努める。
- (3) 各種の活動を通じて、会員相互の教養と親睦を深める。
- (4) その他、この会の目的を達成するために必要な活動をする。

■ 第 3 章 方 針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 特定の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的とするような行為は行わない。
- (2) 児童の教育について意見を述べ協力するが、学校の管理や人事に干渉しない。
- (3) 児童の教育福祉のために活動する他の団体機関と協力する。

■ 第 4 章 組 織

第 5 条 この会は、前条の活動を円滑に行うために、次の機関を置く。

- (1) 総 会 この会の最高決定機関とする。
- (2) 代表者会議 総会に次ぐ決定機関とする。役員・各委員長・クラス委員・各サークルの代表で構成する。
- (3) 役 員 会 役員で構成し、会務を執行する。
- (4) 全委員長会議 役員・各委員長・各サークルの代表で構成し、活動状況や次年度予算の審議を行う。
- (5) 委 員 会 会務を専門的に執行する。各委員会の設置は代表者会議でこれを決定し、細則にこれを定める。
- (6) クラス会 教職員と保護者の連絡を密にし、学年・クラスの活動を推進する。
- (7) サークル PTA 会員相互の交流を図る。サークルの設置は代表者会議でこれを決定し、細則にこれを定める。
- (8) 会 計 監 査 この会の会計監査を行う。

■ 第 5 章 会 員

第 6 条 本校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる資格を持つ者、及び教職員とする。

■ 第 6 章 役員、委員、及び会計監査の設置及び選出

第 7 条 この会に次の役員、委員、会計監査を置く。

- (1) 役 員
 - 会 長 1 名
 - 会長補佐 1 名（会長未経験者就任時）
 - 副会長 3 名（うち 1 名は教職員）
 - 幹 事 1 名（教職員）
 - 会 計 2 名以上
 - 書 記 2 名以上
 - 総 務 10 数名
- (2) 委員の人数は、細則にこれを定める。
- (3) 会計監査 2 名

第8条 役員、委員、会計監査の任期などは、次の通りとする。

(1) 任 期

役員・委員・会計監査の任期は1年とする。

(2) 補 充

会長に欠員を生じた場合は、副会長互選により1名が後任会長となる。役員・委員・会計監査に欠員の生じた場合、業務に支障が生じる場合においてのみ欠員者の補充をし、後任期間は前任者の残任期間とする。但し、地区委員に欠員が生じた場合は、欠員者の所属する地区は速やかに補充をし、後任期間は前任者の残任期間とする。

(3) 再 任

役員、委員の再任はこれを妨げない。会計監査の再任は、原則として認めない。ただし、会長の再任は最長3年を限度とする。また、次年度会長の要請がある場合に限り、次年度は「会長補佐」に就任し、次年度PTA活動を補佐する。

(4) 免 除

役員、委員長にかぎり、本人の立候補する場合を除き、次年度役員、委員会四役への対象からは除外する。過去2回役員・委員長を務めた者は、その後2回目の役員・委員長を務めた時に在籍している子どもが卒業するまで、役員・委員会四役を免除とする。ただし、弟妹が連続して入学する場合のみその権利は継続する。(最長5年)

第9条 役員、委員、会計監査の選出は次の通りとする。

- (1) 役員(ただし、教職員による副会長・幹事は除く)は、各クラスにより選出された会員により構成され総会にて承認を得て後、就任する。なお、役員はこの会の他の役職・会計監査を兼ねることはできない。また、選出方法は、選出委員会の規定に定めるところとする。
- (2) 委員の選出は、細則に定めるところとする。
- (3) 会計監査は、前年度の会計又は、本校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる資格を持つ者より選出され総会にて承認を得て後、就任する。
- (4) 教職員は、副会長1名と、幹事1名、及び各委員会担当者若干名を選出する。

■ 第7章 役員、委員及び会計監査の業務

第10条 役員、委員、及び会計監査の業務は次の通りとする。

(1) 役 員

役員は、執行部役員と総務部役員とで構成する。

執行部役員は、会長、会長補佐、副会長、会計、書記により構成され、執行部会を開催する。

総務部役員は、執行部役員の所属しないクラスより選出され、執行部役員とともに役員会を構成する。ただし、会長及び会長補佐を選出しているクラスは、他に総務部役員を選出する。

上記の役員選出方法については、代表者会議の議決により変更できる。

会 長 この会を代表し、会務を総括し、各種会議を招集する。

会長補佐 退任した会長がその次年度補佐として会長を補弼する。

副会長 会長を補佐し、会長に事故のあるときはその業務を代行する。

幹 事 会長の指示に従って委員会の運営を補佐する。

会 計 会計は役員会に属し、この会の金銭の収支を記録し、年2回会計監査を受ける。決算は会計監査を受け、役員会の承認を得て後、総会に提出する。

書 記 書記は役員会に属し、総会・代表者会議・役員会等の議事を記録し、保管する。議事録など諸文書の保管期間を5年間とする。

総 務 総務は役員会に属し、総会・代表者会議・役員会及び会務の事案等の運営を行う。

(2) 委員の業務は、細則に定める。

(3) 会計監査は、この会の経理の監査を年2回行う。

■ 第8章 会 議 等

第11条 総 会

(1) 定 義

総会は全会員をもって構成される、この会の最高決議機関である。

(2) 開 催

総会は毎年1回会長がこれを招集する。ただし、代表者会議において必要と認めた時、及び会員の5分の1以上の要求があった時は、臨時総会を開くことができる。

(3) 成 立

総会の定足数は会員の5分の1以上とする。

(4) 議 決

議決は出席会員の過半数をもって決する。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

(5) 総会における承認ならびに議決事項は次の通りとする。

- ① 会則の改廃
- ② 当該年度の会務の活動報告及び決算承認
- ③ 新年度の会務の事業案及び予算案の承認
- ④ その他必要事項の承認

第12条 代表者会議

(1) 定 義

代表者会議は第4章第5条(2)代表者会議で定める人員をもって構成される、この会の審議決定機関である。

(2) 開 催

代表者会議は、必要に応じて会長がこれを招集する。

(3) 成 立

代表者会議の定足数は、構成員の過半数とする。

(4) 議 決

議決は出席者の過半数をもって決する。賛否同数の場合は会長がこれを決する。

(5) 代表者会議における承認ならびに議決事項は次の通りとする。

- ① 会務全般に関わる計画立案
- ② 総会決定事項に関わる業務
- ③ 役員の選出方法についての立案承認
- ④ 細則の改廃
- ⑤ 単価が3万円を超える物品購入の審議
- ⑥ その他会務の遂行に必要な事項

第13条 役員会

役員会は執行部役員（会長・会長補佐・副会長・会計・書記）、総務部役員をもって構成し、必要に応じて会長が召集し、次のことを協議し、総会・代表者会議の審議決定を経て会務を遂行する。決議は出席者の過半数をもって決する。賛否同数の場合は会長がこれを決する。但し、会長補佐は議決権を持たない。

役員会における活動ならびに協議事項は次の通りとする。

- (1) 会全般の行事・予算案の計画立案
- (2) 会の運営及びその他統括的事項
- (3) その他代表者会議に回るまでもない日常の必要な業務

第14条 委員会

各委員会の業務は、細則にこれを定める。

第15条 クラス会・サークル
クラス会、サークルの業務は、細則にこれを定める。

第16条 校長は必要に応じて全ての会合に出席し、意見を述べることができる。

■ 第9章 会計及び会計監査

第17条 この会の経費は会費その他の収入によって支弁されるものとし、会費は1世帯につき年額2000円とする。ただし、会員に特別の事情がある場合は減免することができる。

第18条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第19条 この会の決算は年2回の会計監査を行い、その結果を代表者会議に報告し総会において承認を得る。

第20条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終了する。

■ 第10章 付 則

第21条 この会則の他に細則を別に定める。細則の改廃は代表者会議で決定することができる。

第22条 この会の会則は、昭和33年4月15日より施行する。

改 正	昭和42年	5月23日	平成13年	3月 7日	平成27年	5月 8日
	昭和43年	5月23日	平成18年	5月18日	平成28年	5月19日
	昭和51年	5月22日	平成19年	5月15日	平成29年	5月15日
	昭和52年	9月 1日	平成22年	5月14日	令和 元年	5月28日
	昭和56年12月12日		平成24年	5月15日	令和 2年	5月18日
	平成 2年	2月10日	平成25年	5月22日		
	平成 7年	5月21日	平成26年	5月 2日		

朝霞第四小学校 P T A 会則(細則)

P T A 会則 第 1 0 章「付則」第 2 1 条に基づき、次の細則を定める。

□ 第 1 章 委 員 会

- 第 1 条 委員会は、クラス委員会・広報委員会・学習委員会・運動会委員会・安全委員会・選出委員会・厚生委員会・美化委員会・防災フェスティバル委員会・地区委員会・卒業対策委員会（6 年生のみ）を置く。
- 第 2 条 各委員会は、会員の希望により成立する。但し、地区委員は各地区から 1 名、年度末までに各地区が定める法によって各々を選出する。
- 第 3 条 各委員会は、委員会内に委員長・副委員長・会計・書記を置く。各委員会の委員長、副委員長、会計、書記の人数は各委員会の定めるところとし、新年度第 1 回各委員会にて互選により選出する。
- 委員長 委員長はこの委員会を代表し、委員会の業務を総括し、必要に応じて委員を招集する。
委員長は、代表者会議に出席し、委員会の意見を代表者会議に反映し、代表者会議での決定事項を委員に伝える。
- 副委員長 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその業務を代行する。
- 会 計 会計はこの委員会の金銭の収支を記録し、年度末に役員会の会計に報告する。
- 書 記 書記はこの委員会の議事を記録し、保管する。
- 第 4 条 各委員会は、必要に応じて委員長が招集し、次のことを協議立案し、代表者会議の審議決定を経て会務を遂行する。決議は出席者の過半数をもって決する。賛否同数の場合は委員長がこれを決する。
- (1) 委員会の活動計画および予算の審議
 - (2) 代表者会議に提出する事項の審議
 - (3) その他代表者会議にはかるまでもない日常の必要な業務
- 第 5 条 各委員会は、PTA 会員の総意に基づき、次の業務を行う。
- (1) クラス委員会
クラス委員会担当の役員や担任とよく連絡をとりクラス会を開催し、議事進行を行う。
担任と保護者の連携を密にし、クラス活動を推進する。
クラス委員は代表者会議に参加し、学年やクラスの意見を代表者会議に反映し、代表者会議での決定事項を学年やクラスに伝える。
 - (2) 広報委員会
広報委員会担当の役員・教職員とよく連絡をとり広報委員会を開催し、教育および PTA 活動についての広報活動に携わる。
 - (3) 学習委員会
学習委員会担当の役員・教職員とよく連絡をとり学習委員会を開催し、PTA 会員の学習活動の企画及び運営に携わる。
 - (4) 運動会委員会
運動会委員会担当の役員・教職員とよく連絡をとり運動会委員会を開催し、学校と協力して運動会の運営に携わる。
 - (5) 安全委員会
安全委員会担当の役員・地区委員・地区の教職員とよく連絡をとり安全委員会を開催し、地域の活動、校外における児童の生活指導、交通安全に関することなどを推進する。
 - (6) 選出委員会
選出委員会担当の役員・教職員とよく連絡をとり選出委員会を開催し、次年度 P T A 活動を見据えた人員の選出をする。選出委員は、次年度の執行部役員に就くことはできない。
ただし、立候補は妨げない。

- (7) 厚生委員会
厚生委員会担当の役員・教職員とよく連絡をとり厚生委員会を開催し、ベルマーク収集活動をはじめ、学校の厚生に務める。
- (8) 美化委員会
美化委員会担当の役員・教職員とよく連絡をとり美化委員会を開催し、学校と協力して学校校内の環境美化に務める。
- (9) 防災フェスティバル委員会
防災フェスティバル委員会担当の役員・教職員とよく連絡をとり防災フェスティバル委員会を開催し、学校と協力して防災フェスティバルの運営に携わる。
- (10) 地区委員会
地区委員会担当の役員・安全委員会・地区担当の教職員とよく連絡をとり地区委員会を開催し、通学班編成・通学班名簿作成・転入転出者管理・旗当番表作成・通学路の検討など行う。
- (11) 卒業対策委員会（6年生のみ）
卒業対策委員会担当の役員・教職員（主に6年生の担任）とよく連絡をとり、6年生の担任と協力して『卒業を祝う会』の企画及び運営を行う。

□ 第2章 サークル

第6条 この会の会員は、代表者会議の議決を得て、その趣旨に賛同した会員とともにサークルをつくり、サークル活動ができる。各サークル内に代表・副代表・会計・書記を置く。
各サークルの代表の任期は最長2年とする。但し再任を妨げない。

第7条 サークルは、お話まつぼっくりの会、バレーボール、88会を置く。
お話まつぼっくりの会代表は、各委員会の委員長と同等な活動内容がある為、当該年の役員・委員への就任を免除する。また、他のサークルの構成員には、役員・委員を免除しない。

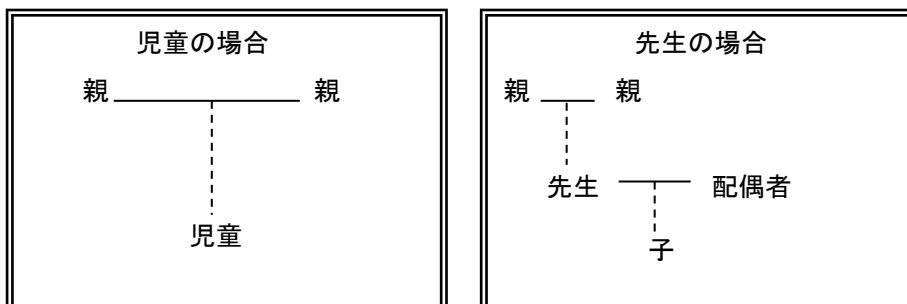
第8条 各サークルの会議は、必要に応じて代表が招集する。この際の協議立案事項、決済方法及び、活動内容は各サークルの定めたところとする。サークルの必要に応じて、サークル活動費を支給する。

□ 第3章 会 計

第9条 会計細則を次のように定める。

- (1) 集金方法 P T A会費は現金で年間一括納入とする。兄弟姉妹がいる場合は低学年の方で集金する。
- (2) 出金規定 会の活動に掛った費用は、自己負担を一切行わない。
- (3) 請求方法 会の活動に掛った費用は、印鑑と領収書を持参のうえ会計に請求し、随時決算する。
- (4) 出張手当 役務の出張の場合は、食費代及び交通費の実費を支払う。
- (5) 弔慰金 会員と会員の一親等を対象とする。
 - ・弔慰金 5000円
 - ・火災見舞い金 5000円

<対象>



- (6) 賠償保険加入 会として損害保険会社に参加する。

総合賠償責任保険の概要

◆ P T A 管理者賠償責任補償とは？

P T A 会員が P T A 行事参加中に不慮の事故にあわれた場合、幅広く補償を行う為、P T A のケガの補償「P T A 団体傷害保険」と法律上の賠償責任に対する補償「P T A 児童・生徒賠償責任補償」を組み合わせた保険プランです。

(1) 会員

単位 P T A 全会員（教職員会員も含む）が、所属 P T A を代表会員として加入します。

その際、単位 P T A 全会員全員の加入がなければ受理されません。

(2) 負担金

会員 1 人年額 144 円とし、全会員分を一括し、会計が損害保険ジャパン株式会社に納入します。

(3) 補償対象者

A P T A 団体傷害保険

- ① 加入 P T A の全会員
- ② 加入 P T A の小学校に在籍する児童（ただし独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定める給付対象に該当する事故を除きます）
- ③ P T A 会員の同居の親族（別居の祖父母の方は会員代理で出席した場合に対象となります）
- ④ P T A 行事への参加が事前に P T A より認められている方（依頼した講師や指導者等）

B P T A 児童・生徒賠償責任補償

加入 P T A の全会員

(4) 補償の対象となる P T A 行事・活動

P T A が企画立案し、主催または共催する行事(P T A 行事)の活動中の不慮の事故を補償します。

なお、P T A 行事とは総会・運営委員会等で事前に承認・決定されている行事をいいます。

(5) 補償内容

A P T A 団体傷害保険（例：事故によりケガをした場合の保険）

- (1)通 院 保 険 金 事故の日から 180 日以内の通院日数に対し 90 日を限度とし日額 1000 円をお支払いします。
- (2)入 院 保 険 金 入院し医師の治療を受けた場合事故の日から 180 日以内の入院日数に対し、日額 1500 円をお支払いします。
- (3)死 亡 保 険 金 事故によりケガをされ事故当日から 180 日以内に死亡した場合 100 万円をお支払いします。
- (4)後遺障害保険金 事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合、程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 3%～100%をお支払いします。
- (5)手 術 保 険 金 入院保険金をお支払いする場合で事故の日から 180 日以内に手術を受けた場合、手術の種類に応じて定めた倍率（10 倍、20 倍または 40 倍）を乗じた額をお支払いします。ただし 1 事故につき 1 回の手術に限ります。

B P T A 児童・生徒賠償責任補償（例：賠償事故を起した場合の補償）

(1) P T A 活動の遂行に伴う賠償責任

P T A 活動中、参加者や第三者に与えた器物損壊により賠償責任が発生した場合にお支払いします。

(2) 受託者賠償責任

P T A 団体管理下において使用、管理中に P T A 会員及び生徒が借用物を破損、紛失等により被る損害に対してお支払いします。

(6) 保険金請求手続き方法

補償対象者はただちに損害保険ジャパン株式会社に連絡をしなければならないので、事故が発生したら、必要な処置を完了させた後に、なるべく早く P T A 会長に事故報告を行ってください。

保険会社から手続きに必要な書類が送られてきますので、記入の上返送してください。事故内容の確認・査定完了後、保険金は補償対象者に直接支払われます。

(7) 保険期間

契約期間の初日の午後 4 時から契約期間の末日の午後 4 時までの 1 年間とします。